

豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（2型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン

平成21年11月12日（告示第1569号） 一部改正

1 定義

アクチノバシラス・プルロニューモニエ2型菌の培養菌液を不活化し、アルミニウムゲルアジュバントを添加したワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 名称

アクチノバシラス・プルロニューモニエ2型菌 G-4 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2 性状

5～8週齢の感受性豚の鼻腔内又は気管内に接種すると、急性経過で豚を発病又は死亡させる。

2.1.3 継代及び保存

原株及び種菌は、平板培地（付記1）又は適当と認められた平板培地で継代する。

継代は、原株及び種菌とも3代以内でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その継代数以内とする。

原株及び種菌は、凍結乾燥して5℃以下で保存する。

2.2 製造用材料

2.2.1 培地

平板培地及び液状培地（付記2）又は製造に適当と認められた平板培地及び液状培地を用いる。

2.3 原液

2.3.1 培養

平板培地で培養した種菌を液状培地に接種し、増菌培養したものを更に液状培地に接種し、培養したものを培養菌液とする。

培養菌液について、3.1の試験を行う。

2.3.2 不活化

培養菌液にホルマリン又は適当と認められた不活化剤を加えて不活化したもの、又は培養菌液を遠心して得られた菌液にホルマリン又は適当と認められた不活化剤を加えて不活化後、希釈用液（付記3）又は適当と認められた希釈用液で遠心洗浄し、適量の希釈用液に再浮遊させたものを不活化菌液とする。

不活化菌液について、3.2の試験を行う。

2.3.3 原液

不活化菌液を遠心して得られた菌体を希釈用液で規定の濃度になるように浮遊したもの、又は不活化菌液を希釈用液で濃度調整し、適量のアジュバントを添加したものを原液とする。この場合、適当と認められた保存剤を添加してもよい。ただし、アジュバントは、最終バルク調製時に添加してもよい。

原液について、3.3の試験を行う。

2.4 最終バルク

原液を混合し、希釈用液及びアジュバントを加えたもの、又は原液を混合したものを最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注して、小分製品とする。

小分製品について、3.4 の試験を行う。

3 試験法

3.1 培養菌液の試験

3.1.1 夾雑菌否定試験

一般試験法の無菌試験法 1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2 生菌数試験

3.2.3 の試験を実施するものについては、本試験を実施しなくてもよい。

3.1.2.1 試験材料

3.1.2.1.1 試料

検体を試験用培地 1（付記 4）又は適当と認められた培地で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.1.2.1.2 培地

試験用培地 1 及び試験用培地 2（付記 5）又は適当と認められた培地を用いる。

3.1.2.2 試験方法

試料 1mL を平板混濁培養法により培地 2 枚以上に接種し、37 °C で 16 時間培養して生じた集落数を数える。

3.1.2.3 判定

各段階の希釈液ごとの集落数の平均値、希釈倍数及び培地への接種量から生菌数を算出する。

検体の生菌数は、1 mL 中 1×10^9 個以上でなければならない。

3.2 不活化菌液の試験

3.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2 不活化試験

3.2.2.1 試験材料

検体及び液状培地を用いる。

3.2.2.2 試験方法

検体 0.5mL ずつを 20mL の培地 2 本以上にそれぞれ接種し、37 °C で 2～4 日間培養する。

3.2.2.3 判定

菌の発育を認めてはならない。

3.2.3 総菌数試験

3.1.2 の試験を実施するものについては、本試験を実施しなくてもよい。

3.2.3.1 試験材料

3.2.3.1.1 試料

検体を希釈用液で適度に希釈したものを試料とする。

3.2.3.2 試験方法

分光光度計で試料の濁度を測定する。

3.2.3.3 判定

標準検量線及び試料の濁度の測定値並びに希釈倍率から総菌数を算出するとき、検体の総菌数は、

1 mL 中 7.5×10^{11} 個以上でなければならない。

3.3 原液の試験

3.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4 小分製品の試験

3.4.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する液体でなければならず、異物又は異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.4.2 pH 測定試験

一般試験法の pH 測定試験法を準用して試験するとき、pH は、固有の値を示さなければならない。

3.4.3 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.4 チメロサル定量試験

チメロサル添加製剤については、一般試験法のチメロサル定量法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.5 ホルマリン定量試験

一般試験法のホルマリン定量法を準用して試験するとき、ホルマリンの含有量は、0.03vol%以下でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その含有量以下とする。

3.4.6 アルミニウム定量試験

一般試験法のアルミニウム定量法を準用して試験するとき、アルミニウムの含有量は、1 mL 中 1.3mg 以下でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その含有量以下とする。

3.4.7 毒性限度確認試験

一般試験法の毒性限度確認試験法 1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.8 力価試験

3.4.8.1 試験材料

3.4.8.1.1 注射材料

試験品を希釈用液又は適当と認められた希釈用液で 20 倍に希釈したものを注射材料とする。

3.4.8.1.2 試験動物

約 3 週齢のマウスを用いる。

3.4.8.1.3 攻撃用菌液

アクチノバシラス・プルロニューモニエ 2 型菌 SHP-1 株又は適当と認められた株を試験用培地 2 に移植し、37℃で 16 時間増殖させ、集落を鈎菌して試験用培地 1 に移植し、37℃で 6 時間振盪培養したものを攻撃用菌液とする。

3.4.8.2 試験方法

試験動物の 30 匹以上を試験群、30 匹以上を対照群とする。

注射材料 0.5mL ずつを試験群の腹腔内に注射する。

注射後 14 日目に、試験群及び対照群をそれぞれ 10 匹ずつの 3 群計 6 群に分ける。攻撃用菌液をハートインフュージョン培地で 3 段階に希釈し、更にこれらの希釈菌液を 10w/v %ムチン液で 10 倍に希釈したもの 0.5mL ずつを、それぞれ試験群及び対照群の腹腔内に注射して攻撃後、7 日間臨床観察する。

3.4.8.3 判定

対照群のマウスの 80 %以上が死亡した最少の攻撃菌量において、試験群のマウスの 80 %以上が耐過生存しなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、2 年間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記 1 平板培地

1,000mL 中

鶏肉水

200 mL

ペプトン	5 g
カザミノ酸	5 g
塩化ナトリウム	5 g
寒天	15 g
水	残量

加熱溶解後、pH を 7.0 ～ 7.2 に調整し、121 °C で 15 分間高圧滅菌する。

約 50 °C に冷却後、鶏非働化血清を 5 vol % の割合に、また β - ニコチンアミドアデニンジヌクレオチド〔還元型〕（以下「β - NAD」という。）を 0.001w/v % の割合に加える。

付記 2 液状培地

1,000mL 中

鶏肉水	200 mL
ペプトン	5 g
塩化ナトリウム	5 g
水	残量

pH を 7.0 ～ 7.2 に調整し、121 °C で 15 分間高圧滅菌する。

冷却後、鶏非働化血清を 1 vol % の割合に、また β - NAD を 0.001w/v % の割合に加える。

付記 3 希釈用液

1,000mL 中

リン酸水素二ナトリウム十二水和物	2.53 g
リン酸二水素ナトリウム二水和物	0.45 g
塩化ナトリウム	6.0 g
水	残量

pH を 7.0 に調整後、121 °C で 15 分間高圧滅菌するか、又はろ過滅菌して用いる。

付記 4 試験用培地 1

ハートインフュージョン培地を 121 °C で 15 分間高圧滅菌し、冷却後、ろ過滅菌した鶏非働化血清を 5 vol % 及び 0.1w/v % β - NAD 液を 1 vol % の割合に加えたもの

付記 5 試験用培地 2

ハートインフュージョン寒天培地を 121 °C で 15 分間高圧滅菌し、約 50 °C に冷却後、ろ過滅菌した鶏非働化血清を 5 vol % 及び 0.1w/v % β - NAD 液を 1 vol % の割合に加えたもの